

福祉サービスの第三者評価の普及に向けて

平成13年にスタートした福祉サービスの第三者評価事業は、地方自治体、サービス種別協議会、評価機関などによって積極的な取組が進められてきました。

《第三者評価の目的》

1. サービスの質の向上

社会福祉法第78条に定められているとおり、社会福祉事業の経営者は、常に福祉サービス利用者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めなければなりません。

第三者評価事業は、客観的・専門的な評価を受けることで事業者自らが個々の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上へ向け取り組むための支援を目的とします。

2. 利用者への情報提供

評価結果を公表することにより、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択するために有効な情報を提供します。

〈社会福祉法第78条〉

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

これまでの成果を踏まえた上で、地域やサービス種別などによって評価内容に大きな開きが出ないように、全国的に一定の評価水準を確保した第三者評価事業へと移行しています。そのため、国と地方自治体による福祉サービス第三者評価事業の推進体制が整備されています。

【推進体制の概要】

◎国は、評価機関の認証、評価基準と手法、評価調査者養成、評価結果の公表等についてガイドラインを作成しました。（平成16年5月7日厚生労働省発「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」）

◎各都道府県に第三者評価事業の推進組織が、各都道府県に1組織設置されます。

*設置状況については、最終ページをご覧ください。

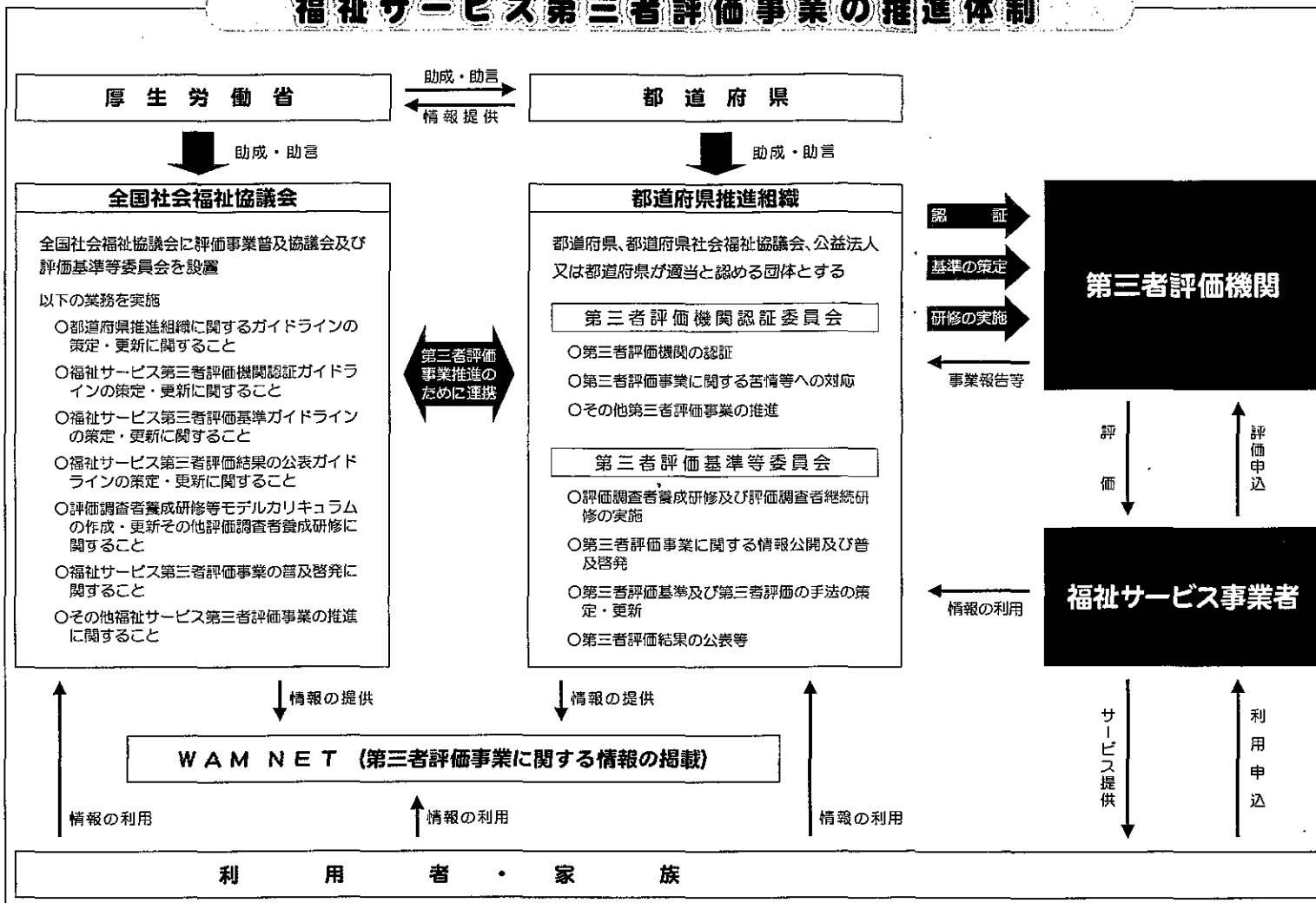
◎都道府県の推進組織は、国のガイドラインをふまえ、それぞれの地域性や福祉の状況を考慮した評価事業を、次のように具体的に推進していきます。

1. 評価機関の認証を行います。
2. 評価調査者養成研修を実施し、評価調査者の育成を行います。
3. 評価基準・評価手法についての検討、策定、見直しを行います。
4. 評価結果を公表します。
5. 第三者評価事業に関する普及・啓発活動や、相談・苦情への対応を行います。

◎全国社会福祉協議会は、評価事業普及協議会と評価基準等委員会を設置し、都道府県の推進組織の活動を支援していきます。

*詳しい内容は次ページの図をご覧ください。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



〈第三者評価基準ガイドラインの構成〉

第三者評価基準ガイドラインは、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」（全55項目）と、施設種別のサービス内容を評価する「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」が、それぞれ下記のとおり策定されています。

これらのガイドラインをふまえて、各都道府県推進組織は、実際に使用する第三者評価基準を整備することとしています。

1. 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン (計55細目)

※保育所版、児童入所施設版、障害者・児施設版、それ以外の施設種別版 (計4種類) が策定されています。

評価対象	評価分類
I・福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針
	2 計画の策定
	3 管理者の責任とリーダーシップ
II・組織の運営管理	1 経営状況の把握
	2 人材の確保・養成
	3 安全管理
	4 地域との交流と連携
III・適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス
	2 サービスの質の確保
	3 サービスの開始・継続
	4 サービス実施計画の策定

2. 福祉サービス内容評価基準ガイドライン

※上記のガイドラインに加えて、個々の施設種別の具体的なサービス内容を評価することが重要であるとの考え方に基づき、策定されました。

※保育所版、児童養護施設版、母子生活支援施設版、乳児院版、障害者・児施設版(計5種類)が策定されています。

種別	項目数	評価分類
保育所	34	A-1 子どもの発達援助
		A-2 子育て支援
		A-3 安全・事故防止
児童養護施設	33	A-1 利用者の尊重
		A-2 日常生活支援サービス
母子生活支援施設	28	A-1 利用者の尊重
		A-2 日常生活支援サービス
乳児院	19	A-1 日常生活支援サービス
		A-2 利用者の尊重
障害者・児施設	26	A-1 利用者の尊重
		A-2 日常生活支援

都道府県推進組織とは

各都道府県で実際に第三者評価事業の推進を担う組織です。国のガイドラインをふまえた上で、地域の特性などを考慮した活動を行います。

都道府県、都道府県社会福祉協議会、公益法人、都道府県が適当と認める団体のいずれかによって設置されます。平成18年3月現在、39の都道府県が既に推進組織を設置しています。

評価機関の認証とは

都道府県推進組織が認証要件を策定し認証を行います。認証は評価機関に一定の水準を求めて行われるもので、独自の活動を制約するものではありません。国のガイドラインでは、法人格、評価調査者についての要件、苦情対応体制の整備などの認証要件が示されています。

評価調査者養成研修とは

第三者評価の専門性を確保するために、評価調査者は都道府県推進組織が実施する養成研修を修了する必要があります。養成研修では第三者評価の基礎知識、分野別の課題、演習、実習などのカリキュラムが組まれます。また養成研修修了者に対しては、引き続き評価調査者継続研修が実施され、事例研究や演習などで評価調査者のスキルアップをめざしていきます。